

＜令和7年4月に小学校入学予定のお子さまの保護者の皆さまへ＞

就学援助制度「入学準備金」のお知らせ

鉾田市教育委員会

鉾田市では経済的理由により、就学させることが困難と認められる児童・生徒の保護者の方に、就学援助費として給食費や学用品費等の一部を援助しています。

就学援助費のうち、入学に必要な「新入学用品費」を「入学準備金」として入学前（3月下旬予定）に支給ができますので、御案内いたします。

1. 入学準備金の支給の対象となる方（次の①～③のすべてに該当する方）

- ① 次の項目のいずれかに該当し、かつ要保護に準ずる程度に困窮している保護者
 - ・生活保護停止又は廃止者（前年度若しくは当該年度）
 - ・市民税等の非課税者又は減免者
 - ・個人事業税又は固定資産税の減免者
 - ・国民年金掛金の免除者又は国民健康保険税の減免者
 - ・児童扶養手当の受給者
 - ・その他の理由で経済的に困窮している方（要相談：内容を証明する書類等を添付）
- ② 令和7年4月に鉾田市立の小学校へ入学予定のお子さまの保護者
- ③ 令和7年1月1日現在で鉾田市に居住（住民登録）している方

申請の結果は、郵送にて通知します。収入状況等によっては認定とならない場合があります。

2. 申請方法

（1）受付期間

令和7年1月6日（月）～令和7年1月17日（金）まで

（2）申請書類

- ①就学援助費（入学準備金）受給申請書
- ②令和6年度課税・非課税証明書
（令和6年1月1日現在で鉾田市以外の市町村にお住まいの方のみ）

(3) 申請先

- ・申請書類に必要事項を御記入の上、下記まで御提出ください。
- ・郵送でもかまいません。
- ・申請用紙は下記の場所で配布するほか、鉾田市のホームページからもダウンロードできます。

＜受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分/祝日を除く、月曜日～金曜日＞

- | | | | |
|------------|--------|-----------|-----------------|
| ① 鉾田市教育委員会 | 教育総務課 | 〒311-1492 | 鉾田市造谷 605 番地 3 |
| ② 福祉事務所 | 社会福祉課 | 〒311-1592 | 鉾田市鉾田 1444 番地 1 |
| ③ 大洋市民センター | 窓口グループ | 〒311-2103 | 鉾田市汲上 2415 番地 5 |

(4) 支給額・支給時期

◎支給金額：57,060 円

◎支給時期：令和 7 年 3 月下旬に保護者の口座にお振込みする予定です。

3. 注意事項

※小学校入学後も継続して就学援助制度を希望される方は、入学後、学校の定める日までに再度申請してください。

※今回入学準備金を支給された方は、小学校入学後の就学援助制度で新入学用品費の支給はありません。

※入学準備金の支給を受けた後、入学前に鉾田市外へ転出した場合は、転出先の教育委員会へ入学準備金の支給を受けた旨を通知いたします。

※その他、御不明な点はお問い合わせください。

問合せ先

〒311-1492

鉾田市造谷 605 番地 3

教育委員会 教育総務課 学務係

電話 0291-37-4340

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(祝日を除く、月曜～金曜)